



(福祉行政報告例)

# 第2 医療扶助人員

(生活保護法)

都道府県  
指定都市名  
中核市

平成 年 月分報告

		0	2	0						
--	--	---	---	---	--	--	--	--	--	--

年 月 日 県 (総括表)

入 院 ( 月 中 )								
医 療 扶 助 単 給					医 療 扶 助 併 給		計	介護老人保健 施設入所者 (再掲) (9)
医療扶助単給のみ		その他の単給 (入院患者日用品費・一時的扶助等を含む)		計 (5)	精神病 (6)	その他 (7)		
精神病 (1)	その他 (2)	精神病 (3)	その他 (4)					

入 院 外 ( 月 中 )								
医 療 扶 助 単 給					医 療 扶 助 併 給		計	訪問看護 利用者 (再掲) (18)
医療扶助単給のみ		その他の単給 (一時的扶助等を含む)		計 (14)	精神病 (15)	その他 (16)		
精神病 (10)	その他 (11)	精神病 (12)	その他 (13)					

日本工業規格A列4番(15年度分)

(備考) (1) 本表は総括表と各福祉事務所ごとの個別表とすること。

(2) 個別表においては、上記様式中「総括表」とあるのは「個別表」と、指定都市名とあるのは「福祉事務所名」と読み替えるものとする。

「都道府県  
指定都市名  
中核市」

### 審査要領

- (1)+(2)+(3)+(4)=(5)
- (5)+(6)+(7)=(8)
- (8)≥(9)
- (10)+(11)+(12)+(13)=(14)
- (14)+(15)+(16)=(17)
- (17)≥(18)
- (5)+(14)≥「第4の(5)の計(07)+(11)の計(07)」

(福祉行政報告例)

### 第3 介 護 扶 助 人 員

(生活保護法)

都道府県  
指定都市名  
中核市

		0	3	0		
年	月				県	

平成 年 月分報告

施 設 介 護 ( 月 中 )						
	介 護 扶 助 単 給			介 護 扶 助 併 給		
	介護扶助単給のみ (1)	その他の単給 (日常生活費・ 一時的扶助等を含む) (2)	計 (3)	医療扶助併給のみ (4)	その他の併給 (5)	計 (6)
介護老人福祉施設 (01)						
介護老人保健施設 (02)						
介護療養型医療施設 (03)						

居 宅 介 護 ( 月 中 )						
	介 護 扶 助 単 給			介 護 扶 助 併 給		
	介護扶助単給のみ (1)	その他の単給 (一時的扶助等を含む) (2)	計 (3)	医療扶助併給のみ (4)	その他の併給 (5)	計 (6)
居 宅 (04)						

日本工業規格 A 列 4 番 (15年度分)

審査要領

1 (1)+(2)=(3)

2 (4)+(5)=(6)

3 (01)の計(3)+(02)の計(3)+(03)の計(3)+(01)の計(6)+(02)の計(6)+(03)の計(6)+(04)の計(3)+(04)の計(6) = 「第1の(6)の人員(02)」

### 第4 世帯の労働力類型別被保護世帯数

(生活保護法)

都道府県  
指定都市名  
中核市

平成 年 月分報告

年	月	0	4	0	県
(総括表)					

		現 に 保 護 を 受 け た 世 帯 数 (月 中)											
		単 身 者 世 帯					2 人 以 上 の 世 帯						計 (1) ~ (4) (6) ~ (10) (12)
		高齢者世帯 (1)	障害者世帯 (2)	傷病者世帯 (3)	その他の 世帯 (4)	(再掲) 医 療扶助単給 (5)	高齢者世帯 (6)	母子世帯 (7)	障害者世帯 (8)	傷病者世帯 (9)	その他の 世帯 (10)	(再掲) 医 療扶助単給 (11)	
世帯主が働いている世帯	常用勤労者(01)												
	日雇労働者(02)												
	内職者(03)												
	その他の就業者(04)												
世帯主は働いていないが世帯員が働いている世帯(05)													
働いている者のいない世帯(06)													
計(07)													

日本工業規格A列4番(15年度分)

(備考) (1) 本表は総括表と各福祉事務所ごとの個別表とすること。

(2) 個別表においては、上記様式中「総括表」とあるのは「個別表」と、

「都道府県  
指定都市名  
中核市」

とあるのは「福祉事務所名」と読み替えるものとする。

審査要領

1 (12) = 各表側の(1)+(2)+(3)+(4)+(6)+(7)+(8)+(9)+(10)

2 (07) = (01)+(02)+(03)+(04)+(05)+(06)

# 第5 保護施設・在 所 者

(生活保護法)

都道府県  
指定都市名  
中核市

1 5 0 0 0 5 0

年 県

平成 15 年度分報告

	施設数	定員	入所者数(年度中)		退所者数(年度中)		年度末現在員数			
			被保護者	その他	被保護者	その他	被保護者			その他
							管内分	管外に委託分	計	
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	
救護施設	公立(01)									
	私立(02)									
更生施設	公立(03)									
	私立(04)									
授産施設	施設授産 公立(05)									
	施設授産 私立(06)									
	家庭授産 公立(07)	( )								
	家庭授産 私立(08)	( )								
宿所提供施設	公立(09)									
	私立(10)									

日本工業規格A列4番

### 記入要領

施設数、定員が前年度分報告と異なるときは、その旨を欄外に注記すること。

### 審査要領

- 1 (9) = 「前年度分報告の(9)」 + (3) - (5)
- 2 (10) = 「前年度分報告の(10)」 + (4) - (6)
- 3 (7)に計上数があれば(1)・(2)にも計上されていること。

## 第6 保護の開始・廃止及び変更

(生活保護法)

都道府県  
指定都市名  
中核市

平成 年 月分報告

年	月	0	6	0							
(総括表)		県									

	前月末現在 未処理 件数 (1)	申請件数 (2)	申請取下 げ件数 (3)	申請却下 件数 (4)	保 護 開 始			月末現在 未処理 件数 (8)	保 護 廃 止			保 護 変 更	
					決 定 (5)	転 入 (再掲) (6)	職 権 保 護 (再掲) (7)		決 定 (9)	一時的扶助 (再掲) (10)	転 出 (再掲) (11)	増 (12)	減 (13)
世 帯 数 (01)													
人 員 (02)													

日本工業規格A列4番(15年度分)

- (備考) (1) 本表は総括表と各福祉事務所ごとの個別表とすること。  
 (2) 個別表においては、上記様式中「総括表」とあるのは「個別表」と、
- 「都道府県  
指定都市名  
中核市」  
とあるのは「福祉事務所名」と読み替えるものとすること。

### 審査要領

- 1 (1) = 「前月分報告の(8)」
- 2 (8) = (1) + (2) + 「(7)の世帯数(01)」 - (3) - (4) - 「(5)の世帯数(01)」
- 3 世帯数(01) ≤ 人員(02)
- 4 世帯数(01) が0のときは人員(02) も0
- 5 (5) ≥ (6)
- 6 (5) ≥ (7)
- 7 (9) ≥ (10)
- 8 (9) ≥ (11)
- 9 (5) ≥ (10)

# 第7 保護開始の理由・世帯類型・世帯主の年齢階級別世帯数

(生活保護法)

都道府県  
指定都市名  
中核市

1 5 0 9 0 7 0

年 月 日 県

平成 15 年 9 月分報告

	傷病による		急迫保 護で医 療扶助 単給 (3)	要介護 状態 (4)	働いて いた者 の死亡 (5)	働いて いた者 の離別等 (6)	失 業		老齢に よる 収入の 減少 (9)	事 業 不 振 ・倒産 (10)	その他 の働 きよ るに よる 収入 の減 少 (11)	社会保 障給 金の 減少 ・喪 失 (12)	貯金等 の減少 ・喪失 (13)	仕送り の減少 ・喪失 (14)	その他 (15)	計 (16)			
	世帯主 の傷病 (1)	世帯員 の傷病 (2)					定年・ 自己都 合 (7)	勤務先 都合 (解雇等) (8)											
世帯類型・ 世帯構造	高齢者世帯(01)																		
	(再掲)単身世帯(02)																		
	母子世帯(03)																		
	傷病者世帯(04)																		
	(再掲)単身世帯(05)																		
	障害者世帯(06)																		
	(再掲)単身世帯(07)																		
	その他の世帯(08)																		
	(再掲)単身世帯(09)																		
世帯主の 年齢階級	19歳以下(10)																		
	20～29(11)																		
	30～39(12)																		
	40～49(13)																		
	50～59(14)																		
	60～64(15)																		
	65～69(16)																		
70歳以上(17)																			
計 (18)																			

日本工業規格A列4番

### 審査要領

- 1 計(16)の計(18) = 「第6(5)の世帯数(01) - (6)の世帯数(01)」
- 2 計(18) = (01) + (03) + (04) + (06) + (08) = (10) + (11) + (12) + (13) + (14) + (15) + (16) + (17)

# 第 8 保護歴を有する世帯の保護開始理由別世帯数

(生活保護法)

都道府県  
指定都市名  
中核市

1	5	0	9	0	8	0		
年		月		県				

平成 15 年 9 月分報告

		傷病による		急迫保 護で医 療扶助 単給 (3)	要介護 状態 (4)	働いて いた者 の死亡 (5)	働いて いた者 の離別等 (6)	失 業		老齢に よる 収入の 減少 (9)	事 業 不 振 ・倒産 (10)	その他 の働きの による 収入の 減少 (11)	社会保 障給 金の減 少・喪 失 (12)	貯金等 の減少 ・喪失 (13)	仕送り の減少 ・喪失 (14)	その他 (15)	計 (16)	
		世帯主 の傷病 (1)	世帯員 の傷病 (2)					定年・ 自己都 都合 (7)	勤務先 都合 (解雇等) (8)									
前回 廃止 時 から の 期 間	3 月 未 満 (01)																	
	3 月 ~ 6 月 (02)																	
	6 月 ~ 1 年 (03)																	
	1 年 ~ 2 年 (04)																	
	2 年 ~ 3 年 (05)																	
	3 年 ~ 4 年 (06)																	
	4 年 ~ 5 年 (07)																	
	5 年 以 上 (08)																	
	計 (09)																	

日本工業規格 A 列 4 番

### 審査要領

- 1 計(16)の前回廃止時からの期間計(09) = 「第 6 (5)の(01) - (6)の(01)」
- 2 計(09) = (01) + (02) + (03) + (04) + (05) + (06) + (07) + (08)



## 第9 保護開始前の医療保険の加入状況別保護開始人員

(生活保護法)

都道府県  
指定都市名  
中核市

1	5	0	9	0	9	0		
年	月	県						

平成 15 年 9 月分報告

	医療保険加入			医療保険未加入 (4)	その他 (5)	計 (6)
	国民健康保険 (1)	被用者保険				
		被保険者 (2)	被扶養者 (3)			
19 歳 以 下 (01)						
20 ~ 29 (02)						
30 ~ 39 (03)						
40 ~ 49 (04)						
50 ~ 59 (05)						
60 ~ 64 (06)						
65 ~ 69 (07)						
70 歳 以 上 (08)						
計 (09)						

日本工業規格A列4番

### 審査要領

- 1 計(6)の計(09) = 「第6(5)の(02) - (6)の(02)」
- 2 計(09) = (01) + (02) + (03) + (04) + (05) + (06) + (07) + (08)
- 3 計(6) = (1) + (2) + (3) + (4) + (5)

# 第10 保護廃止の理由・世帯類型・世帯主の年齢階級別世帯数

(生活保護法)

都道府県  
指定都市名  
中核市

1 5 0 9 1 0 0

年 月 日 県

平成 15 年 9 月分報告

	傷病治癒		死 亡	失 ぞ う	働 き によ る 収 入 の 増 加 ・ 得 取	働 き 手 の 転 入	社 会 保 障 給 付 金 の 増 加	仕 送 り の 増 加	親 類 ・ 縁 者 等 の 引 取	施 設 入 所	医 療 費 の 他 法 負 担	そ の 他	計
	世 帯 主 (1)	世 帯 員 (2)											
世帯類型・世帯構造	高 齢 者 世 帯 (01)												
	(再掲)単身世帯 (02)												
	母 子 世 帯 (03)												
	傷 病 者 世 帯 (04)												
	(再掲)単身世帯 (05)												
	障 害 者 世 帯 (06)												
	(再掲)単身世帯 (07)												
	そ の 他 の 世 帯 (08)												
	(再掲)単身世帯 (09)												
世帯主の年齢階級	19 歳 以 下 (10)												
	20 ~ 29 (11)												
	30 ~ 39 (12)												
	40 ~ 49 (13)												
	50 ~ 59 (14)												
	60 ~ 64 (15)												
	65 ~ 69 (16)												
	70 歳 以 上 (17)												
計 (18)													

日本工業規格A列4番

### 審査要領

- 1 計(18)の計(18) = 「第6(9)の世帯数(01) - (10)の(01) - (11)の(01)」
- 2 計(18) = (01) + (03) + (04) + (06) + (08) = (10) + (11) + (12) + (13) + (14) + (15) + (16) + (17)

(福祉行政報告例)

# 第11 医療費の審査及び決定

(生活保護法)

都道府県  
指定都市名  
中核市

平成 15 年度分報告

1	5	0	0	1	1	0						
年				県								

		知 事 審 査 結 果											
		基金審査結果		知 事 決 定						再 審 査 請 求		そ の 他	
				支 払 確 定		増 額		減 額					
		件 数 (1)	金 額 (2) (千円)	件 数 (3)	金 額 (4) (千円)	件 数 (5)	金 額 (6) (千円)	件 数 (7)	金 額 (8) (千円)	件 数 (9)	金 額 (10) (千円)	件 数 (11)	金 額 (12) (千円)
一 般 診 療	入 院 (01)												
	入 院 外 (02)												
歯 科 診 療 (03)													
計 (04)													

日本工業規格A列4番

### 審査要領

- (1) = (3) + (9) + (11)
- (2) = (4) - (6) + (8) + (10) + (12)

# 第12 医療扶助実施状況

(生活保護法)

都道府県  
指定都市名  
中核市

平成 15 年度分報告

1	5	0	0	1	2	0													
---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

年 県  
(総括表)

	入 退 院 患 者 数 (年 度 中)							
	入 院 患 者 数				退 院 患 者 数			
	保護の開始 (1)	保護の変更		計 (4)	保護の廃止 (5)	保護の変更		計 (8)
		入院外医療扶助を受けていたもの (2)	そ の 他 (3)			入院外医療扶助を受けるもの (6)	そ の 他 (7)	
精 神 病 (01)								
そ の 他 (02)								
計 (03)								

日本工業規格A列4番

- (備考) (1) 本表は総括表と各福祉事務所ごとの個別表とすること。  
 (2) 個別表においては、上記様式中「総括表」とあるのは「個別表」と、「都道府県 指定都市名 中核市」とあるのは「福祉事務所名」と読み替えるものとする。

### 審査要領

- (4)=(1)+(2)+(3)
- (8)=(5)+(6)+(7)
- (03)=(01)+(02)
- (1)の計 (03) ≤ 「第6の(5)の人員 (02)」の当年度分累計
- (5)の計 (03) ≤ 「第6の(9)の人員 (02)」の当年度分累計

# 第13 審査請求に対する裁決

(生活保護法)

都道府県名

平成

15

年度分報告

1	5	0	0	1	3	0		
年							県	

		請求件数 (年度中)	裁 決 件 数 (年 度 中)					計
			審査請求 の 却 下	福祉事務所長自ら 係争処分の取消又は 変更をした場合 の審査請求の却下 (再 掲)	審 査 請 求 の 棄 却	審 査 請 求 の 容 認		
						係争処分の取消	係争処分の変更	
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
審査請求事項	保護の開始又は 変更申請の却下 (01)							
	保護の停止 (02)							
	保護の廃止 (03)							
	保護の変更 (04)							
	そ の 他 (05)							
	計 (06)							

日本工業規格A列4番

審査要領

- 1 (06) = (01) + (02) + (03) + (04) + (05)
- 2 (7) = (2) + (4) + (5) + (6)
- 3 (2) ≥ (3)

### 第14 身体障害者手帳交付台帳登載数

(身体障害者福祉法)

都道府県  
指定都市名  
中核市

平成 15 年度分報告

1	5	0	0	1	4	0			
年							県		

	前年度末現在 (1)	新規交付 (年度中)								転入 (年度中) (9)	転出・返還 (年度中) (10)	変更 (年度中)		年 度 末 現 在					
		総 数 (2)	1 級 (3)	2 級 (4)	3 級 (5)	4 級 (6)	5 級 (7)	6 級 (8)	18歳に達した 場合 (11)			障害の種類 (12)	総 数 (13)	1 級 (14)	2 級 (15)	3 級 (16)	4 級 (17)	5 級 (18)	6 級 (19)
視 覚 障 害	18歳未満 (01)																		
	18歳以上 (02)																		
聴覚・平衡機能障害	18歳未満 (03)																		
	18歳以上 (04)																		
聴 覚	18歳未満 (05)																		
	18歳以上 (06)																		
平 衡 機 能	18歳未満 (07)																		
	18歳以上 (08)																		
音声・言語・そしゃく 機 能 障 害	18歳未満 (09)																		
	18歳以上 (10)																		
肢 体 不 自 由	18歳未満 (11)																		
	18歳以上 (12)																		
上 肢	18歳未満 (13)																		
	18歳以上 (14)																		
下 肢	18歳未満 (15)																		
	18歳以上 (16)																		
体 幹	18歳未満 (17)																		
	18歳以上 (18)																		
運 動 機 能 障 害	18歳未満 (19)																		
	18歳以上 (20)																		
上 肢 機 能	18歳未満 (21)																		
	18歳以上 (22)																		
移 動 機 能	18歳未満 (23)																		
	18歳以上 (24)																		
内 部 障 害	18歳未満 (25)																		
	18歳以上 (26)																		
心 臓 機 能 障 害	18歳未満 (27)																		
	18歳以上 (28)																		
じん臓機能障害	18歳未満 (29)																		
	18歳以上 (30)																		
呼吸器機能障害	18歳未満 (31)																		
	18歳以上 (32)																		
ぼうこう・ 直腸機能障害	18歳未満 (33)																		
	18歳以上 (34)																		
小腸機能障害	18歳未満 (35)																		
	18歳以上 (36)																		
免疫機能障害	18歳未満 (37)																		
	18歳以上 (38)																		
計	18歳未満 (39)																		
	18歳以上 (40)																		

記入要領

- (11)、(12)欄は「+」・「-」で計上すること。
- 本年度中に18歳に達し、かつ、障害の種類に変更があった場合には、まず「18歳に達した場合(11)」で年齢の変更を処理し、次いで「障害の種類(12)」で障害の種類の変更を処理すること。

審査要領

- (1) = 「前年度分報告(13)」
- (13) = (1) + (2) + (9) - (10) + (11) + (12)
- (11)の障害の種類別の各欄18歳未満 + 18歳以上 = 0
- (12)の計の18歳未満 (39) = 0
- (12)の計の18歳以上 (40) = 0

# 第16 身体障害者の更生援護

(身体障害者福祉法)

都道府県  
指定都市名  
中核市

1 5 0 0 1 6 0

年 県

平成 15 年度分報告

		取 扱 実 人 員 (1)	相 談 内 容								
			身 体 障 害 者 手 帳 (2)	更 生 医 療 (3)	補 装 具 (4)	職 業 (5)	在 宅 (6)	施 設 (7)	医 療 保 健 (8)	生 活 (9)	そ の 他 (10)
身 体 障 害 者	視 覚 障 害 (01)										
	聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 害 (02)										
	音 声 ・ 言 語 ・ そ し ゃ く 機 能 障 害 (03)										
	肢 体 不 自 由 (04)										
	内 部 障 害 (05)										
	計 (06)										
その他 (手帳のない者) の者 (18歳未満の者) (07)											

日本工業規格A列4番

審査要領  
(1) ≤ (11)

# 第17 身体障害者更生相談所における処理

(身体障害者福祉法)

都道府県名  
指定都市名

1	5	0	0	1	7	0			
年				県					

平成 15 年度分報告

	取扱 実人員	相 談 内 容								判 定 内 容					判 定 書 等 交 付 件 数					
		更 生 医 療	補 装 具	身 体 障 害 者 手 帳	職 業	施 設	生 活	そ の 他	計	医 学 的 判 定	心 理 学 的 判 定	職 能 的 判 定	そ の 他 の 判 定	計	更 生 医 療	補 装 具	身 体 障 害 者 手 帳	障 害 程 度 区 分	そ の 他	計
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)
来 所 (01)																				
巡 回 (02)																				

日本工業規格A列4番

記入要領

(1)は月毎の実人員の合計数を計上すること。

審査要領

(1) ≤ (9) + (14)



### 第18 身体障害者の補装具交付及び修理

(身体障害者福祉法)

都道府県  
指定都市名  
中核市

1 5 0 0 1 8 0  
年 県

平成 15 年度分報告

		交 付				修 理			
		申請件数 (1)	決定件数 (2)	金 額		申請件数 (5)	決定件数 (6)	金 額	
				身体障害者福祉法による公費負担額 (千円) (3)	自己負担額 (千円) (4)			身体障害者福祉法による公費負担額 (千円) (7)	自己負担額 (千円) (8)
義 肢	義 手 (01)								
	義 足 (02)								
装 具	下 肢 (03)								
	靴 型 (04)								
	体 幹 (05)								
	上 肢 (06)								
座 位 保 持 装 置 (07)									
盲 人 安 全 つ え (08)									
義 眼 (09)									
眼 鏡	色 め が ね (10)								
	矯 正 眼 鏡 (11)								
	遮 光 眼 鏡 (12)								
	コ ン タ ク ト レ ン ズ (13)								
	弱 視 眼 鏡 (14)								
点 字 器 (15)									
補 聴 器	標 準 型 箱 形 (16)								
	標 準 型 耳 掛 形 (17)								
	高 度 難 聴 用 箱 形 (18)								
	高 度 難 聴 用 耳 掛 形 (19)								
	挿 耳 型 (レ ディ メ イ ド) (20)								
	挿 耳 型 (オ ー ダ ー メ イ ド) (21)								
	骨 導 型 (22)								
人 工 喉 頭	笛 式 (23)								
	電 動 式 (24)								
車 い す	普 通 型 (25)								
	そ の 他 (26)								
電 動 車 い す	手 動 兼 用 型 (27)								
	そ の 他 (28)								
歩 行 器 (29)									
頭 部 保 護 帽 (30)									
収 尿 器 (31)									
ス ト マ 用 装 具 (32)									
歩 行 補 助 つ え	つ え (T 字 状 ・ 棒 状 の つ え) (33)								
	そ の 他 (34)								
そ の 他 (35)									
計 (36)									

日本工業規格A列3番

#### 記入要領

- 1 1件当たりの経費が交付基準額より大となる時、又は著しく小となる時は、その理由を欄外に注記すること。
- 2 コンタクトレンズ、補聴器等の様には右と左でそれぞれ1件として交付されるものは、右と左と同時に申請があった場合は「2」と計上すること。
- 3 (1)<(2)及び(5)<(6)の時、その理由を欄外に注記すること。

#### 審査要領

- 1 (2)に計上数があるときは(3)、(4)のいずれかに計上数があること。
- 2 (6)に計上数があるときは(7)、(8)のいずれかに計上数があること。
- 3  $\frac{(3)+(4)}{(2)} \leq 1$  件当たりの交付基準額
- 4  $\frac{(7)+(8)}{(6)} \leq 1$  件当たりの修理基準額

# 第19 身体障害者の更生医療

(身体障害者福祉法)

都道府県  
指定都市名  
中核市

平成 15 年度分報告

1 5 0 0 1 9 0

年 県

		給付申請件数 (1)	給付決定件数 (2)	支 払 決 定				実 人 員 (7)
				金 額				
				公 費 負 担 額 (千円) (3)	社会保険負担額 (千円) (4)	老人保健負担額 (千円) (5)	自 己 負 担 額 (千円) (6)	
入 院	視 覚 障 害 (01)							
	聴覚・平衡機能障害 (02)							
	音声・言語・そしゃく機能障害 (03)							
	肢 体 不 自 由 (04)							
	心 臓 機 能 障 害 (05)							
	じ ん 臓 機 能 障 害 (06)							
	小 腸 機 能 障 害 (07)							
	免 疫 機 能 障 害 (08)							
	計 (09)							
入 院 外	視 覚 障 害 (10)							
	聴覚・平衡機能障害 (11)							
	音声・言語・そしゃく機能障害 (12)							
	肢 体 不 自 由 (13)							
	心 臓 機 能 障 害 (14)							
	じ ん 臓 機 能 障 害 (15)							
	小 腸 機 能 障 害 (16)							
	免 疫 機 能 障 害 (17)							
計 (18)								
訪 問 看 護 (老 人 含 む) (19)								

日本工業規格 A 列 4 番

### 審査要領

「支払決定」の「金額(3)(4)(5)(6)」のいずれかに金額が計上されているときは、「実人員(7)」にも数が計上されていること。

(1)＜(2)の時は、その理由を欄外に注記すること。

### 第20 障害児（者）短期入所支援決定状況

(身体障害者福祉法・知的障害者福祉法・児童福祉法)

都道府県  
指定都市名  
中核市

1 5 0 0 2 0 0  
年 県

平成 15 年度分報告

実施事業所数 (1)	区分 1									区分 2									区分 3																				
	宿泊を伴う		日中受入れ						宿泊を伴う		日中受入れ						宿泊を伴う		日中受入れ																				
			4時間未満		4時間以上8時間以内		8時間を超える				4時間未満		4時間以上8時間以内		8時間を超える				4時間未満		4時間以上8時間以内		8時間を超える																
	延人員 (2)	延日数 (3)	延人員 (4)	延時間 (5)	延人員 (6)	延時間 (7)	延人員 (8)	延時間 (9)	延人員 (10)	延日数 (11)	延人員 (12)	延時間 (13)	延人員 (14)	延時間 (15)	延人員 (16)	延時間 (17)	延人員 (18)	延日数 (19)	延人員 (20)	延時間 (21)	延人員 (22)	延時間 (23)	延人員 (24)	延時間 (25)															
身体障害者短期入所支援 (01)																																							
知的障害者短期入所支援 (02)																																							
児童短期入所支援 (03)																																							

	遷延性意識障害児（者）が医療機関を利用した場合								重症心身障害児（者）が医療機関を利用した場合																																	
	宿泊を伴う		日中受入れ						宿泊を伴う		日中受入れ																															
			4時間未満		4時間以上8時間以内		8時間を超える				4時間未満		4時間以上8時間以内		8時間を超える																											
	延人員 (26)	延日数 (27)	延人員 (28)	延時間 (29)	延人員 (30)	延時間 (31)	延人員 (32)	延時間 (33)	延人員 (34)	延日数 (35)	延人員 (36)	延時間 (37)	延人員 (38)	延時間 (39)	延人員 (40)	延時間 (41)																										
身体障害者短期入所支援 (04)																																										
知的障害者短期入所支援 (05)																																										
児童短期入所支援 (06)																																										

審査要領  
「延人員」≤「延時間」  
「延人員」≤「延日数」

## 第21 居宅介護従業者（ホームヘルパー）・派遣対象世帯数

(身体障害者福祉法・知的障害者福祉法・児童福祉法)

都道府県  
指定都市名  
中核市

1	5	0	0	2	1	0			
年							県		

平成 15 年度分報告

	実施市町村数 (年度末現在)		事業所の分類 (年度末現在)							ホームヘルパー派遣対象世帯数 (年度末現在) (11)	
	市 町 村 数 (1)	ホームヘルパー数 (2)	市町村		市町村社会 福祉協議会		社会福祉法人		その他		
			市 町 村 数 (3)	ホームヘルパー数 (4)	市 町 村 数 (5)	ホームヘルパー数 (6)	市 町 村 数 (7)	ホームヘルパー数 (8)	市 町 村 数 (9)		ホームヘルパー数 (10)
市 (01)											
町・村 (02)											

日本工業規格A列4番

### 審査要領

- 1 (1) ≤ (3) + (5) + (7) + (9)
- 2 (2) ≤ (4) + (6) + (8) + (10)

# 第22 身体障害児童の育成医療・未熟児の養育医療及び結核児童の療育の給付

(児童福祉法・母子保健法)

都道府県  
指定都市名  
中核市

1 5 0 0 2 2 0

年 県

平成 15 年度分報告

		給付申請件数 (1)	給付決定件数 (2)	費用額			自己負担額 (6) (千円)	支払決定実人員 (7)
				公費負担額		社会保険・結核 予防法による 負担額 (5) (千円)		
				委託報酬による 支払決定額 (3) (千円)	その他による 支払決定額 (4) (千円)			
育 成 院	肢 体 不 自 由 (01)							
	視 覚 障 害 (02)							
	聴覚・平衡機能障害 (03)							
	音声・言語・そしゃく機能障害 (04)							
	内臓障害	心 臓 (05)						
		腎 臓 (06)						
		小 腸 (07)						
		そ の 他 (08)						
	免 疫 機 能 障 害 (09)							
	計 (10)							
医 療 院	肢 体 不 自 由 (11)							
	視 覚 障 害 (12)							
	聴覚・平衡機能障害 (13)							
	音声・言語・そしゃく機能障害 (14)							
	内臓障害	腎 臓 (15)						
		小 腸 (16)						
		そ の 他 (17)						
	免 疫 機 能 障 害 (18)							
	計 (19)							
訪 問 看 護 (20)								
養 育 医 療 (21)								
療育の 給付	骨 関 節 結 核 (22)							
	骨関節結核以外の結核 (23)							

記入要領

- (1)<(2)のときは、その理由を欄外に注記すること。
- 「療育の給付」欄で(4)に計上数がなく、(7)に計上数があるときは、その理由を欄外に注記すること。

審査要領

- (3)、(4)、(5)、(6)のいずれかに計上数があるときは(7)にも計上数があること。
- (6)の養育医療②≤(3)+(4)
- (6)の療育の給付 ((22)、(23)) ≤(3)+(4)
- 療育の給付の(7)に計上数があるときは(4)にも計上数があること。

### 第 23 身体障害児童の補装具交付及び修理

(児童福祉法)

都道府県  
指定都市名  
中核市

1 5 0 0 2 3 0  
年 県

平成 15 年度分報告

	交 付				修 理			
	申請件数 (1)	決定件数 (2)	金 額		申請件数 (5)	決定件数 (6)	金 額	
			児童福祉法に よる公費負担額 (千円) (3)	自己負担額 (千円) (4)			児童福祉法に よる公費負担額 (千円) (7)	自己負担額 (千円) (8)
義 肢								
義 手 (01)								
義 足 (02)								
装 具								
下 肢 (03)								
靴 型 (04)								
体 幹 (05)								
上 肢 (06)								
座 位 保 持 装 置 (07)								
盲 人 安 全 つ え (08)								
義 眼 (09)								
眼 鏡								
色 め が ね (10)								
矯 正 眼 鏡 (11)								
遮 光 眼 鏡 (12)								
コ ン タ ク ト レ ン ズ (13)								
弱 視 眼 鏡 (14)								
点 字 器 (15)								
補 聴 器								
標 準 型 箱 形 (16)								
標 準 型 耳 掛 形 (17)								
高 度 難 聴 用 箱 形 (18)								
高 度 難 聴 用 耳 掛 形 (19)								
挿 耳 型 (レ ディ メ イ ド) (20)								
挿 耳 型 (オ ー ダ ー メ イ ド) (21)								
骨 導 型 (22)								
人 工 頭 頸								
笛 式 (23)								
電 動 式 (24)								
車 い す								
普 通 型 (25)								
そ の 他 (26)								
電 動 車 い す								
手 動 兼 用 型 (27)								
そ の 他 (28)								
座 位 保 持 い す (29)								
起 立 保 持 具 (30)								
歩 行 器 (31)								
頭 部 保 護 帽 (32)								
頭 部 保 持 具 (33)								
排 便 補 助 具 (34)								
収 尿 器 (35)								
ス ト マ 用 装 具 (36)								
歩 行 補 助 つ え								
つ え (T 字 状 ・ 棒 状 の つ え) (37)								
そ の 他 (38)								
そ の 他 (39)								
計 (40)								

日本工業規格 A 列 3 番

#### 記入要領

- 1 1件当たりの経費が交付基準額より大となる時、又は著しく小となる時は、その理由を欄外に注記すること。
- 2 コンタクトレンズ、補聴器等の様には右と左でそれぞれ1件として交付されるものは、右と左と同時に申請があった場合は「2」と計上すること。
- 3 (1)<(2)及び(5)<(6)の時は、その理由を欄外に注記すること。

#### 審査要領

- 1 (2)に計上数があるときは(3)、(4)のいずれかに計上数があること。
- 2 (6)に計上数があるときは(7)、(8)のいずれかに計上数があること。
- 3  $\frac{(3)+(4)}{(2)} \leq 1$  件当たりの交付基準額
- 4  $\frac{(7)+(8)}{(6)} \leq 1$  件当たりの修理基準額

# 第25 障害児福祉手当等の認定及び受給資格者異動状況

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律及び国民年金法等の一部を改正する法律)

都道府県名

平成 年 月分報告

		2	5	0		
年	月	県				

	前月末現在未処理件数 (1)	認定請求書受付件数(月中) (2)	受給資格認定件数(月中)		却下件数(月中) (5)	月末現在未処理件数 (6)
			受給者 (3)	支給停止者 (4)		
障害児福祉手当(01)						
特別障害者手当(02)						

	前月末現在数 (1)	月 中 の 異 動										月末現在数 (13)
		新規認定 (2)	支給停止解除 (3)	他区の実施から機関が管轄する (4)	受給資格喪失			支給停止になった (11)		他区の実施へ転出が管轄する (12)		
					令第1条第1項若しくは第2項又は別表第2に定める障害の状態に該当しなくなった (5)	令第6条又は改正政令第3条に定める給付を受けるようになった (6)	法第17条第2号若しくは第26条の2各号、規則第1条各号若しくは第14条各号又は改正省令第2条各号に定める施設に入所した (7)	受給者が死亡した (8)	その他 (9)	計 (10)		
障害児福祉手当	受給者数(03)											
	支給者数 停止者数	本人所得(04)										
		扶養義務者等所得(05)										
特別障害者手当	受給者数(06)											
	支給者数 停止者数	本人所得(07)										
		扶養義務者等所得(08)										
福祉手当 (経過措置)	受給者数(09)											
	支給者数 停止者数	本人所得(10)										
		扶養義務者等所得(11)										

審査要領  
上表

- (1) = 「前月分報告の(6)」
- (6) = (1) + (2) - (3) - (4) - (5)
- (3) = 「下表の(2)の受給者数」
- (4) = 「下表の(2)の支給停止者数(「本人所得」 + 「扶養義務者等所得」)」

下表

- (1) = 「前月分報告の(13)」
- 「(3)の受給者数」 = (1) + (2) + (3) + (4) - (10) - (11) - (12)
- 「(3)の支給停止者数(「本人所得」、「扶養義務者等所得」)」 = (1) + (2) - (3) + (4) - (10) + (11) - (12)
- 「(3)の受給者数」 = 「(3)の支給停止者数(「本人所得」 + 「扶養義務者等所得」)」
- 「(11)の受給者数」 = 「(11)の支給停止者数(「本人所得」 + 「扶養義務者等所得」)」

日本工業規格A列4番(15年度分)



### 第26 特別児童扶養手当受給資格者の認定及び異動状況

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律)

都道府県名

平成 年 月分報告

年	月	2	6	0	県
---	---	---	---	---	---

前月未処理件数 (1)	現在処理件数 (2)	受給資格認定件数(月中)		却下件数 (5)	月末現在未処理件数 (6)	現況・所得状況届受付件数(月中)	
		受給者 (3)	支給停止者 (4)			受給者 (7)	支給停止者 (8)

受給者数(01)	前月末現在数 (1)	月 中 の 異 動										手 改 当 額 定		再障級 認定区分 による 変更 (15)	月 末 現 在 数 (16)			
		新規 認定 (2)	支給 停止 解除 (3)	他 か ら 都 道 府 県 入 (4)	受 給 資 格 喪 失						支 給 停 止 に た (11)	他 へ の 都 道 府 県 出 (12)	増 (13)			減 (14)		
					支 障 二 達 給 害 対 象 が (5)	支 障 死 亡 給 害 対 象 が (6)	支 害 に 定 め ら れ た 障 害 に 対 し て 支 給 が 法 律 に 基 づ き 行 わ れ な か つ た (7)	受 給 者 が 死 亡 し た (8)	そ の 他 (9)	計 (10)								
支 給 対 象 障 害 児 数																		
身 体 障 害	外 部 障 害	1 級 (02)																
		2 級 (03)																
	内 部 障 害	1 級 (04)																
		2 級 (05)																
	精 神 障 害	知 的 障 害	1 級 (06)															
		2 級 (07)																
知 的 障 害 以 外 の 精 神 障 害	1 級 (08)																	
	2 級 (09)																	
重 複 障 害	1 級 (10)																	
	2 級 (11)																	
計	1 級 (12)																	
	2 級 (13)																	
支 給 停 止 者 数	本 人 所 得	(14)																
	扶 養 義 務 者 等 所 得	(15)																
支 給 停 止 障 害 児 数	1 級 (16)																	
	2 級 (17)																	

日本工業規格 A 列 3 番 (15年度分)

#### 記入要領

(15)欄は「+」、「-」で計上すること。

#### 審査要領

##### 上表

- 1 (1) = 「前月分報告の(6)」
- 2 (6) = (1) + (2) - (3) - (4) - (5)
- 3 (3) = 「下表の表頭(2)の表側 (01)」
- 4 (4) = 「下表の表頭(2)の表側 (14) + (15)」

#### 下表

- 5 (1) = 「前月分報告の(6)」
- 6 表頭(16)の表側 (01) = (1) + (2) + (3) + (4) - (10) - (11) - (12)
- 7 " (02) ~ (13) = (1) + (2) + (3) + (4) - (10) - (11) - (12) + (13) - (14) + (15)
- 8 " (14) ・ (15) = (1) + (2) - (3) + (4) - (10) + (11) - (12)
- 9 " (16) ・ (17) = (1) + (2) - (3) + (4) - (10) + (11) - (12) + (13) - (14) + (15)
- 10 表頭(3)の表側 (01) = 表頭(3)の表側 (14) + (15)
- 11 " (12) = " (16)
- 12 " (13) = " (17)
- 13 表頭(11)の表側 (01) = 表頭(11)の表側 (14) + (15)

- 14 表頭(11)の表側 (12) = 表頭(11)の表側 (16)
- 15 " (13) = " (17)
- 16 表側 (01) = 0 のとき「表側 (12) + (13)」 = 0
- 17 表側 (01) ≥ 1 のとき表側 (01) ≤ 「表側 (12) + (13)」
- 18 表側 (14) + (15) = 0 のとき「表側 (16) + (17)」 = 0
- 19 表側 (14) + (15) ≥ 1 のとき「表側 (14) + (15)」 ≤ 「表側 (16) + (17)」
- 20 表頭(15)の表側 (12) + (13) = 0
- 21 " (16) + (17) = 0



## 第27 知的障害者更生相談所における処理

(知的障害者福祉法)

都道府県名  
指定都市

平成 15 年度分報告

1	5	0	0	2	7	0			
年			県						

	取扱 実人員 (1)	相 談 内 容									判 定 内 容					判 定 書 等 交 付 件 数			
		施 設 (2)	職 親 委 託 (3)	職 業 (4)	医 療 保 健 (5)	生 活 (6)	教 育 (7)	療 育 手 帳 (8)	そ の 他 (9)	計 (10)	医 学 的 判 定 (11)	心 理 学 的 判 定 (12)	職 能 的 判 定 (13)	そ の 他 の 判 定 (14)	計 (15)	障 害 程 度 区 分 (16)	療 育 手 帳 (17)	そ の 他 (18)	計 (19)
来 所 (01)																			
巡 回 (02)																			

日本工業規格A列4番

### 記入要領

(1)は月毎の実人員の合計数を計上すること。

### 審査要領

(1) ≤ (10) + (15)

(福祉行政報告例)

## 第28 市町村における知的障害者相談

(知的障害者福祉法)

都道府県  
指定都市名  
中核市

1	5	0	0	2	8	0			
年							県		

平成 15 年度分報告

相談実人員 (1)	相談内容									
	療育手帳 (2)	職親委託 (3)	職業 (4)	在宅 (5)	施設 (6)	医療保健 (7)	生活 (8)	教育 (9)	その他 (10)	計 (11)

日本工業規格A列4番

記入要領

(1)は月毎の実人員の合計数を計上すること。

審査要領

(1) ≤ (11)

### 第29 知的障害者援護施設・在所者等

(知的障害者福祉法)

都道府県  
指定都市名  
中核市

平成 15 年度分報告

1	5	0	0	2	9	0			
年			県						

			施設数 (1)	定員 (2)	入所 (年度中)			退所 (年度中)			年度末在籍		
					支給決定 人員 (3)	措置 人員 (4)	その他 (5)	支給決定 人員 (6)	措置 人員 (7)	その他 (8)	支給決定 人員 (9)	措置 人員 (10)	その他 (11)
知的障害者 更生施設	入所	公立(01)											
		私立(02)											
	通所	公立(03)											
		私立(04)											
知的障害者 授産施設	入所	公立(05)											
		私立(06)											
	通所	公立(07)											
		私立(08)											
知的障害者 通勤寮	公立(09)												
	私立(10)												
知的障害者 福祉ホーム	公立(11)												
	私立(12)												

審査要領

- 1 (9) = 「前年度分報告の(9)」 + (3) - (6)
- 2 (10) = 「前年度分報告の(10)」 + (4) - (7)
- 3 (11) = 「前年度分報告の(11)」 + (5) - (8)

(福祉行政報告例)

### 第30 職親・職親に委託されている知的障害者

(知的障害者福祉法)

都道府県  
指定都市名  
中核市

平成 15 年度分報告

1	5	0	0	3	0	0			
年				県					

	前年度末現在 (1)	新規(年度中) (2)	取消(年度中) (3)	年度末現在 (4)
登録職親数(01)				
知的障害者が委託されている職親数(02)				

	年度末現在委託知的障害者数		
	同居 (1)	通勤 (2)	計 (3)
男(03)			
女(04)			

日本工業規格A列4番

審査要領

上表

1 (1) = 「前年度分報告の(4)」

2 (4) = (1) + (2) - (3)

(福祉行政報告例)

# 第31 療育手帳交付台帳登載数

(知的障害者福祉法)

都道府県名  
指定都市

平成 15 年度分報告

1	5	0	0	3	1	0			
年							県		

		前年度末現在 (1)	新規交付 (年度中) (2)	転入 (年度中) (3)	転出・返還 (年度中) (4)	変更 (年度中)		年度末現在 (7)
						18歳に達した場合 (5)	障害程度 (6)	
A (重度)	18歳未満 (01)							
	18歳以上 (02)							
B (中軽度)	18歳未満 (03)							
	18歳以上 (04)							
計 (05)								

日本工業規格 A 列 4 番

### 記入要領

- (5)、(6)欄は「+」・「-」で計上すること。
- 本年度中に18歳に達し、かつ、障害程度に変更があった場合は、まず「18歳に達した場合(5)」で年齢の変更を処理し、次いで「障害程度(6)」で障害程度の変更を処理すること。  
また、障害程度に変更があり、かつ、18歳に達した場合は、まず「障害程度(6)」で障害の変更を処理し、次いで「18歳に達した場合(5)」で年齢の変更を処理すること。

### 審査要領

- (1) = 「前年度分報告の(7)」
- (7) = (1) + (2) + (3) - (4) + (5) + (6)
- (5)のA、Bの各欄 18歳未満 + 18歳以上 = 0
- (6)のA (重度)の18歳未満(01) + B (中軽度)の18歳未満(03) = 0
- (6)のA (重度)の18歳以上(02) + B (中軽度)の18歳以上(04) = 0

# 第32 老人ホーム・在 所 者

(老人福祉法等)

都道府県  
指定都市名  
中核市

平成 15 年度分報告

1	5	0	0	3	2	0			
年							県		

		施設数 (1)	定員 (2)	入所者数(年度中)		退所者数(年度中)		年度末現在員数				
				被措置者 (3)	その他 (4)	被措置者 (5)	その他 (6)	被措置者			その他 (10)	
								管内分 (7)	管外に委託分 (8)	計 (9)		
養護老人ホーム	公立(01)											
	私立(02)											
特別養護老人ホーム	公立(03)											
	私立(04)											
軽費老人ホーム (A型)	公立(05)											
	私立(06)											
軽費老人ホーム (B型)	公立(07)											
	私立(08)											
軽費老人ホーム (ケアハウス)	公立(09)											
	私立(10)											
高齢者生活福祉センター	(11)											

日本工業規格A列4番

### 審査要領

- 1 (9) = 「前年度分報告の(9)」 + (3) - (5)
- 2 (10) = 「前年度分報告の(10)」 + (4) - (6)
- 3 (7)に計上数があるときは(1)、(2)にも計上数があること。

### 第33 養護老人ホームの措置人員 (4月1日現在)

(老人福祉法)

都道府県  
指定都市名  
中核市

1 5 0 0 3 3 0

年 県

平成 15 年度分報告

費用徴収階層別 (被措置者分)

		措置人員 (1)
1	(01)	
2	(02)	
3	(03)	
4	(04)	
5	(05)	
6	(06)	
7	(07)	
8	(08)	
9	(09)	
10	(10)	
11	(11)	
12	(12)	
13	(13)	
14	(14)	
15	(15)	
16	(16)	
17	(17)	
18	(18)	
19	(19)	
20	(20)	
21	(21)	
22	(22)	
23	(23)	
24	(24)	
25	(25)	
26	(26)	
27	(27)	
28	(28)	
29	(29)	
30	(30)	
31	(31)	
32	(32)	
33	(33)	
34	(34)	
35	(35)	
36	(36)	
37	(37)	
38	(38)	
39	(39)	
計	(40)	

費用徴収階層別 (扶養義務者分)

		措置人員 (2)
A	(01)	
B	(02)	
C 1	(03)	
C 2	(04)	
D 1	(05)	
D 2	(06)	
D 3	(07)	
D 4	(08)	
D 5	(09)	
D 6	(10)	
D 7	(11)	
D 8	(12)	
D 9	(13)	
D10	(14)	
D11	(15)	
D12	(16)	
D13	(17)	
D14	(18)	
扶養義務者なし(19)		
計	(20)	

費用徴収の減額割合別

		措置人員 (3)
減額なし (01)		
減額しているもの	10 % (02)	
	20 % (03)	
	30 % (04)	
	40 % (05)	
(再掲) 被措置者及び扶養義務者の両方が費用徴収されているもの (06)		
計 (07)		

日本工業規格 A 列 4 番

審査要領

- (1)の計 = 「前年度分報告の第32の(9)の養護老人ホームの (公立(01)+私立(02))
- (1)の計 = (2)の計 = (3)の計

(福祉行政報告例)

### 第34 訪問介護、通所介護及び短期入所生活介護 (被措置者分)

(老人福祉法)

都道府県  
指定都市名  
中核市

平成 15 年度分報告

1	5	0	0	3	4	0		
年							県	

訪 問 介 護			通 所 介 護			短 期 入 所 生 活 介 護				
派遣対象世帯数 (年度末現在)			実 施 市町村数 (年度末現在)	利 用 人 員 (年度中)		実 施 市町村数 (年度末現在)	実 施 施設数 (年度末現在)	利 用 人 員 (年度中)		延 日 数 (年度中)
老人世帯 (1)	老人の いる世帯 (2)	その他の 世 帯 (3)		実 人 員 (5)	延 人 員 (6)			実 人 員 (9)	延 人 員 (10)	

日本工業規格A列4番

審査要領

- 1 (5) ≤ (6)
- 2 (4) ≥ 1 のとき (5)、(6)のいずれも ≥ 1
- 3 (9) ≤ (10) ≤ (11)
- 4 (7) ≥ 1 のとき (8)、(9)、(10)、(11)のいずれも ≥ 1



(福祉行政報告例)

# 第35 老人クラブ・会員数

(老人福祉法)

都道府県  
指定都市名  
中核市

平成 15 年度分報告

1	5	0	0	3	5	0			
年				県					

適正クラブ (年度末現在)		その他のクラブ (年度末現在)		郡・市・町村老人クラブ連合会数 (年度末現在)		
クラブ数 (1)	会員数 (2)	クラブ数 (3)	会員数 (4)	郡部 (5)	市部 (6)	町村部 (7)

日本工業規格A列4番

### 第36 婦人相談所及び婦人相談員の経路別受付

(売春防止法・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)

都道府県名

平成 15 年度分報告

1	5	0	0	3	6	0			
---	---	---	---	---	---	---	--	--	--

年 県

				本人自身 (1)	警察関係 (2)	法務関係 (3)	教育関係 (4)	労働関係 (5)	他の婦人相談所 (6)	他の婦人相談員 (7)	福祉事務所 (8)	他の相談機関 (9)	社会福祉施設等 (10)	医療機関 (11)	縁故者・知人 (12)	その他 (13)	計 (14)	
都道府県	婦人相談所	婦人相談員	新規(01)															
			再来(02)															
		その他の職員	新規(03)															
			再来(04)															
	婦人相談所以外の事務所の 婦人相談員	新規(05)																
		再来(06)																
市の婦人相談員	新規(07)																	
	再来(08)																	

日本工業規格A列4番

記入要領

他の婦人相談所にいる婦人相談員から送られたものについては、「他の婦人相談員」に計上すること。

### 第37 婦人相談所及び婦人相談員の処理状況

(売春防止法・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)

1	5	0	0	3	7	0			
年							県		

都道府県名  
平成 15 年度分報告

			処 理 済 実 人 員 (年 度 中)										指 導 (年 度 中) 延 件 数 (12)	年 度 末 現 在 未 処 理 人 員			
			婦 人 保 護 施 設 所 (1)	就 自 職 営 (2)	結 婚 (3)	家 庭 へ 送 還 (4)	福 祉 事 務 所 へ 送 送 (5)	婦 人 相 談 所 へ 移 送 (6)	他 府 県 の 婦 人 相 談 所 へ 移 送 (7)	相 談 員 へ 移 送 (8)	関 ・ 施 設 へ 移 送 (9)	助 言 ・ 指 導 の み (10)		そ の 他 (11)	計 (11)	延 件 数 (再 掲) (13)	一 時 保 護 (14)
都 道 府 県	婦 人 相 談 所	婦 人 相 談 員 (01)															
		そ の 他 の 職 員 (02)															
	婦 人 相 談 所 以 外 の 事 務 所 の 婦 人 相 談 員 (03)																
市 の 婦 人 相 談 員 (04)																	

婦 人 相 談 所 の 一 時 保 護 決 定 延 人 員 (年 度 中)	要 保 護 女 子 ・ 暴 力 被 害 女 性 (05)	
	委 託 を 行 っ た 延 人 員 (06)	
	同 伴 し た 家 族 (07)	
	委 託 を 行 っ た 延 人 員 (08)	

日本工業規格A列4番

#### 審査要領

(上表(01)+(02)+(03)+(04))欄について、  
(14)+(15) = 「前年度分報告の(14)+(15)」 + 「第36の(14)の新規+再来」 - (11)

### 第38 婦人保護施設入退所者の状況

(売春防止法・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)

都道府県名

平成 15 年度分報告

1	5	0	0	3	8	0			
年							県		

入 所 人 員 (年度中) (1)	理由別退所人員(年度中)							年度末在所人員 (9)	入 所 延 人 員 (年度中) (10)	職業訓練の状況(年度中)	
	就自 職営 (2)	帰宅 ・ 帰郷 (3)	結 婚 (4)	そ の 他 (5)	施 設 へ 移 送 (5)	無 断 退 所 (6)	そ の 他 (7)			計 (8)	施設内訓練 (11)

要保護女子・暴力被害 女性が同伴した家族 (年度中)	
----------------------------------	--

日本工業規格A列4番

記入要領

(10)には本年度中に入所した延日数を計上すること。

審査要領

(9) = 「前年度分報告の(9)」 + (1) - (8)

### 第39 民生委員（児童委員）の推薦状況

(民生委員法)

都道府県  
指定都市名  
中核市

1	5	0	0	3	9	0			
年							県		

平成 15 年度分報告

	定数 (1)	前年度末 現在数 (2)	推薦数 (3)	委嘱替え数		解嘱事由報告数				年度末 現在数 (10)	
				民生委員から 主任児童委員 (4)	主任児童委員 から民生委員 (5)	死亡 (6)	傷病 (7)	その他 (8)	計 (9)		
民生委員数	男 (01)										
	女 (02)										
(再掲) 主任児童委員数	男 (03)										
	女 (04)										

日本工業規格 A 列 4 番

記入要領

解嘱理由が任期満了のときは(8)に計上すること。

審査要領

- (2) = 「前年度分報告の(10)」
- (01) (02) 欄について  
 $(10) = (2) + (3) - (9)$
- (03) (04) 欄について  
 $(10) = (2) + (3) + (4) - (5) - (9)$

## 第40 民生委員（児童委員）の活動状況

(民生委員法・児童福祉法)

都道府県  
指定都市名  
中核市

1 5 0 0 4 0 0  
年 県

平成 15 年度分報告

	内 容 別 相 談 ・ 支 援 件 数 (年 度 中)															分野別相談・支援件数 (年 度 中)				
	在 宅 福 祉 (1)	介 護 保 険 (2)	健 康 ・ 保 健 医 療 (3)	子 育 て ・ 母 子 保 健 (4)	子 ど も の 地 域 生 活 (5)	学 校 生 活 ・ 子 ど も の 教 育 ・ 活 動 (6)	生 活 費 (7)	年 金 ・ 保 険 (8)	仕 事 (9)	家 族 関 係 (10)	住 居 (11)	生 活 環 境 (12)	日 常 的 な 支 援 (13)	そ の 他 (14)	計 (15)	高 齢 者 に 関 す る こ と (16)	障 害 者 に 関 す る こ と (17)	子 ど も に 関 す る こ と (18)	そ の 他 (19)	計 (20)
民 生 委 員 (01)																				
(再掲) 主任児(02) 童委員																				

	そ の 他 の 活 動 件 数 (年 度 中)						訪 問 回 数		連 絡 調 整 数		活 動 日 数 (11)
	調 査 ・ 実 態 把 握 (1)	会 議 へ の 参 加 協 力 ・ 行 事 ・ 事 業 (2)	地 域 福 祉 活 動 ・ 自 主 活 動 (3)	民 児 協 運 営 ・ 研 修 (4)	証 明 事 務 (5)	発 見 の 通 告 ・ 仲 介 の 要 保 護 児 童 (6)	訪 問 ・ 連 絡 活 動 (7)	そ の 他 (8)	委 員 相 互 (9)	そ の 他 の 関 係 機 関 (10)	
民 生 委 員 (01)											
(再掲) 主任児(02) 童委員											

審査要領  
(15) = (20)  
(01) ≥ (02)

(福祉行政報告例)

## 第41 社会福祉法人数・認可件数

(社会福祉法)

都道府県  
指定都市名  
中核市

1	5	0	0	4	1	0		
年							県	

平成 15 年度分報告

		社会福祉協議会 (1)	共同募金会 (2)	社会福祉事業団 (3)	施設経営法人 (4)	その他 (5)	計 (6)
社会福祉法人数 (年度末現在) (01)							
認可件数 (年度中)	設立認可件数 (02)						
	解散認可(認定)件数 (03)						
	合併認可件数 (04)						

日本工業規格 A 列 4 番

### 記入要領

2以上の都道府県の区域にわたり事業を行っている法人(厚生労働大臣及び地方厚生局長所轄分)及び休眠中の法人については計上しないこと。

### 審査要領

(01) ≙ 「前年度分報告の(01)」 + (02) - (03) - (04)

# 第42 社会福祉法人等に対する指導・監督

(社会福祉法等)

都道府県  
指定都市名  
中核市

平成 15 年度分報告

1	5	0	0	4	2	0			
年							県		

(社会福祉法人に対する指導)

社会福祉法による社会福祉法人に対する指導 (他法において準用する場合を含む) (01)	指導の状況										
	報告徴収	立入検査	措置命令	業務停止令	役員解職告	解散命令	公益事業又は収益事業の停止の命令	報告徴収	予算変更告	役員解職告	財産返還令
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)
								( )	( )	( )	( )

(施設又は事業に対する指導)

根拠法	施設(事業)種別	指導の状況								
		報告徴収	立入検査	管理規定の変更の命令	事業の制限の命令	施設の設備又は運営の改善の勧告	施設の設備又は運営の改善の命令	事業の停止の命令	事業の廃止の命令	認可(許可)の取消
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)
生活保護法	保護施設 (02)									
老人福祉法	老人居宅生活支援事業又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センター (03)									
	養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム (04)									
身体障害者福祉法	身体障害者居宅生活支援事業等 (05)									
	身体障害者更生援護施設 (06)									
児童福祉法	児童居宅生活支援事業 (07)									
	児童福祉施設 (08)									
知的障害者福祉法	知的障害者居宅生活支援事業等 (09)									
社会福祉法	身体障害者更生援護施設 (10)									
	知的障害者援護施設 (11)									
	その他の社会福祉施設等 (12)									
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神障害者社会復帰施設 (13)									





# 第44 児童相談所相談種類別児童受付

(児童福祉法)

都道府県名  
指定都市

平成 15 年度分報告

1	5	0	0	4	4	0			
年							県		

年齢	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談			その他の相談	計	(再掲)	
	児童虐待相談(1)	その他の相談(2)		肢体不自由相談(4)	視聴覚障害相談(5)	言語発達障害等相談(6)	重症心身障害相談(7)	知的障害相談(8)	自閉症相談(9)	く犯行為等相談(10)	触法行為等相談(11)	性格行動相談(12)	不登校相談(13)	適性相談(14)			しつけ相談(15)	いじめ相談(18)
0 歳 (01)																		
1 歳 (02)																		
2 歳 (03)																		
3 歳 (04)																		
4 歳 (05)																		
5 歳 (06)																		
6 歳 (07)																		
7 歳 (08)																		
8 歳 (09)																		
9 歳 (10)																		
10 歳 (11)																		
11 歳 (12)																		
12 歳 (13)																		
13 歳 (14)																		
14 歳 (15)																		
15 歳 (16)																		
16 歳 (17)																		
17 歳 (18)																		
18 歳以上 (19)																		
計 (20)																		
1歳6ヶ月児精神発達精密健康診査(再掲)(21)																		
3歳児精神発達精密健康診査(再掲)(22)																		

特別児童扶養手当支給にかかる判定相談(17の再掲)(23)	
里親・保護受託者、養親希望に関する相談(24)	

審査要領  
「(17の計20)」≧「第43の(18)の男(01)+女(02)」

# 第45 児童相談所相談種類別処理

(児童福祉法)

都道府県名  
指定都市

1 5 0 0 4 5 0  
年 県

平成 15 年度分報告

		処 理 件 数 (年 度 中)																		
		面 接 指 導			児 童 福 祉 司 指 導 (4)	児 童 委 員 指 導 (5)	指 導 ・ 指 導 委 託 児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー (6)	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知 (会 福 祉 主 事 指 導 を 含 む) 知 的 障 害 者 福 祉 司 ・ 社 会 福 祉 事 務 所 送 致 (7)	訓 戒 ・ 誓 約 (8)	児 童 福 祉 施 設			指 定 国 立 療 養 所 等 委 託 (12)	里 親 ・ 保 護 受 託 者 委 託 (13)	よ る 家 庭 裁 判 所 送 致 法 第 27 条 第 1 項 第 4 号 に よ る 家 庭 裁 判 所 送 致 (14)	そ の 他 (15)	計 (16)	施 設 入 所 待 機 (再 掲) (17)	未 処 理 件 数 (年 度 末 現 在) (18)	施 設 入 所 待 機 (再 掲) (19)
		助 言 指 導 (1)	継 続 指 導 (2)	他 機 関 あ っ せ ん (3)						入 所 (9)	入 所 (再 掲) 法 第 27 条 の 3 に よ る 家 庭 裁 判 所 送 致 (10)	通 所 (11)								
養 護 相 談	児 童 虐 待 相 談 (01)																			
	そ の 他 の 相 談 (02)																			
保 健 相 談 (03)																				
障 害 相 談	肢 体 不 自 由 相 談 (04)																			
	視 聴 覚 障 害 相 談 (05)																			
	言 語 発 達 障 害 等 相 談 (06)																			
	重 症 心 身 障 害 相 談 (07)																			
	知 的 障 害 相 談 (08)																			
	自 閉 症 相 談 (09)																			
非 行 相 談	ぐ 犯 行 為 等 相 談 (10)																			
	触 法 行 為 等 相 談 (11)																			
育 成 相 談	性 格 行 動 相 談 (12)																			
	不 登 校 相 談 (13)																			
	適 性 相 談 (14)																			
	し っ け 相 談 (15)																			
そ の 他 の 相 談 (16)																				
計 (17)																				
再 掲	い じ め 相 談 (18)																			
	児 童 買 春 等 被 害 相 談 (19)																			

(福祉行政報告例)

## 第46 児童相談所における措置停止・措置中等 の調査・診断・指導

(児童福祉法)

都道府県名  
指定都市

平成 15 年度分報告

1	5	0	0	4	6	0			
年				県					

	措 置 停 止 (1)	調 査 ・ 診 断 ・ 指 導 (2)
児 童 福 祉 施 設 (01)		
指 定 国 立 療 養 所 等 身 体 障 害 者 更 生 援 護 施 設 (02) 知 的 障 害 者 援 護 施 設		
里 親 ・ 保 護 受 託 者 (03)		

日本工業規格A列4番

# 第47 一 時 保 護 児 童

(児童福祉法)

1 5 0 0 4 7 0

年 県  
(所内保護分)

都道府県名  
指定都市名

平成 15 年度分報告

	前年度末 継続保護 (1)	受 付 (年 度 中)				処 理 (年 度 中)							年 度 末 継続保護 (13)	
		0～5歳 (2)	6～11歳 (3)	12～14歳 (4)	15歳以上 (5)	児童福祉 施設入所 (6)	里親・保 護受託者 委 託 (7)	他の児童 相談所・機 関に移送 (8)	帰 宅 (9)	そ の 他 (10)	計 (11)	延 日 数 (12)		
養 護	児童虐待 (01)													
	その他 (02)													
障 害 (03)														
非 行 (04)														
育 成 (05)														
保健・その他 (06)														
計 (07)														
延 日 数 (08)														

(委託保護分)

	委 託 (年度中) (1)	委 託 解 除 (年 度 中)			
		警 察 等 (2)	児 童 福 祉 施 設 (3)	里 親 ・ 保 護 受 託 者 (4)	そ の 他 (5)
児 童 数 (09)					
延 日 数 (10)					

審査要領  
上表

- 1 (1) = 「前年度分報告の(13)」
- 2 (1) + (2) + (3) + (4) + (5) = (10) + (13)
- 3 (6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)の計(07) ≤ それぞれの延日数(08)
- 4 (11) ≤ (2)
- 5 延日数(12)の計(07) = 計(11)の延日数(08)

下表  
(09) ≤ (10)

# 第48 児童相談所における調査・診断及び 心理療法・カウンセリング等

(児童福祉法)

都道府県名  
指定都市

1 5 0 0 4 8 0  
年 県

平成 15 年度分報告

	調査・社会診断指導 (1)	医学的診断指導			心理診断指導					その他の診断指導 (10)	心理療法・カウンセリング等			
		診察・指導 (2)	医学的検査 (3)	その他 (4)	知能検査 (5)	発達検査 (6)	人格検査 (7)	その他の検査 (8)	面接・観察・指導 (9)		医師 (11)	心理判定員等 (12)	児童福祉司等 (13)	その他の所員 (14)
児童 (01)														
(再掲)児童虐待 (02)														
保護者 (03)														
(再掲)児童虐待 (04)														
その他 (05)														
(再掲)児童虐待 (06)														
計 (07)														
(再掲)児童虐待 (08)														

日本工業規格A列4番

審査要領

- 1 (07) = (01) + (03) + (05)
- 2 (08) = (02) + (04) + (06)

### 第49 児童相談所における養護相談の理由別処理件数

(児童福祉法)

都道府県名  
指定都市

1	5	0	0	4	9	0			
年				県					

平成 15 年度分報告

#### 1 (養護相談の理由)

	家 出 (失踪を含む) (1)	死 亡 (2)	離 婚 (3)	傷 病 (入院を含む) (4)	家 族 環 境		そ の 他 (7)	計 (8)
					虐 待 (5)	そ の 他 (6)		
児童福祉施設 に 入 所 (01)								
里親・保護 受託者委託 (02)								
面 接 指 導 (03)								
そ の 他 (04)								

#### 「虐待(5)」の再掲

##### (1) (虐待相談の経路)

	家 族 親 戚 (1)	近 隣・ 知 人 (2)	児童本人 (3)	福 祉 事 務 所 (4)	児童委員 (5)	保 健 所 (6)	医 療 機 関 (7)	児童福祉 施 設 等 (8)	警 察 等 (9)	学 校 等 (10)	そ の 他 (11)	計 (12)
相 談 件 数 (05)												

##### (2) (虐待相談の主な虐待者)

	実 父 (1)	実父以外の父親 (2)	実 母 (3)	実母以外の母親 (4)	そ の 他 (5)	計 (6)
相 談 件 数 (06)						

##### (3) (被虐待者の年齢・相談種別)

	身体的虐待 (1)	性的虐待 (2)	心理的虐待 (3)	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト) (4)	計 (5)
0～3歳未満 (07)					
3～学齢前児童 (08)					
小 学 生 (09)					
中 学 生 (10)					
高校生・その他 (11)					
計 (12)					

##### (4) (立入調査・警察官の同行)

	立 入 調 査 (1)	警 察 官 の 同 行 (2)
件 数 (13)		

#### 2 (親権・後見人関係)

	法第28条第1項第1号 ・第2号による措置 (1)	親権喪失宣告の 求 請 (2)	後見人選任の 求 請 (3)	後見人解任の 求 請 (4)
請 求 件 数 (14)				
承 認 件 数 (15)				

#### 審査要領

##### 上表(養護相談の理由)

- 児童福祉施設に入所(01)の計(8)-虐待(5) = 「第45の養護相談のその他の相談(02)の(9)+(11)」
- 児童福祉施設に入所(01)の虐待(5) = 「第45の養護相談の児童虐待相談(01)の(9)+(11)」
- 里親・保護受託者委託(02)の計(8)-虐待(5) = 「第45の養護相談のその他の相談(02)の(13)」
- 里親・保護受託者委託(02)の虐待(5) = 「第45の養護相談の児童虐待相談(01)の(13)」
- 面接指導(03)の計(8)-虐待(5) = 「第45の養護相談のその他の相談(02)の(1)+(2)+(3)」
- 面接指導(03)の虐待(5) = 「第45の養護相談の児童虐待相談(01)の(1)+(2)+(3)」
- その他(04)の計(8)-虐待(5) = 「第45の養護相談のその他の相談(02)の計(10) - {(1)+(2)+(3)+(9)+(11)+(13)}」
- その他(04)の虐待(5) = 「第45の養護相談の児童虐待相談(01)の計(10) - {(1)+(2)+(3)+(9)+(11)+(13)}」
- 虐待(5)の合計 ≥ 虐待相談の経路の計(13)  
 ≥ 虐待相談の主な虐待者の計(6)  
 ≥ 被虐待者の年齢・相談種別の計(5)の計(12)  
 ≥ 立入調査(1)の件数  
 ≥ 警察官の同行(2)の件数

# 第50 児童福祉施設・在所者 及び里親委託児童

(児童福祉法)

都道府県名  
指定都市

1 5 0 0 5 0 0  
年 県

平成 15 年度分報告

	施設数 (1)	定員 (2)	入所(年度中)		退所(年度中)		年度末在籍	
			措置 人員 (3)	その他 (4)	措置 人員 (5)	その他 (6)	措置 人員 (7)	その他 (8)
乳児院〔人員については短期〕 〔入所分を除く〕	公立(01)							
	私立(02)							
児童養護施設	公立(03)							
	私立(04)							
情緒障害児短期治療施設	公立(05)							
	私立(06)							
児童自立支援施設	入所	公立(07)						
		私立(08)						
	通所	公立(09) ( )						
		私立(10) ( )						
児童館	公立(11)							
	私立(12)							
児童遊園	公立(13)							
	私立(14)							

乳児院(短期入所措置分)	年度中に在籍した実人員	公立(15)	
		私立(16)	
	年度中に在籍した者の延回数	公立(17)	
		私立(18)	
	年度中に在籍した者の延日数	公立(19)	
		私立(20)	

審査要領

- 1 (7) = 「前年度分報告の(7)」 + (3) - (5)
- 2 (8) = 「前年度分報告の(8)」 + (4) - (6)
- 3 「(1)の(07)、(08)」 ≥ 「(1)の(09)、(10)」

- 4 (15) ≤ (17) ≤ (19)
- 5 (16) ≤ (18) ≤ (20)
- 6 (15)、(17)、(19)のいずれかに数字の計上があるときは、他のいずれにも数字の計上があること。
- 7 (16)、(18)、(20)のいずれかに数字の計上があるときは、他のいずれにも数字の計上があること。



# 第51 児童福祉施設・在所者及び 指定国立療養所等委託児童

(児童福祉法)

都道府県名  
指定都市

1	5	0	0	5	1	0			
年				県					

平成 15 年度分報告

	施設数 (1)	定員 (2)	入所(年度中)		退所(年度中)		年度末在籍	
			措置員 (3)	その他 (4)	措置員 (5)	その他 (6)	措置員 (7)	その他 (8)
知的障害児施設	公立(01)							
	私立(02)							
自閉症児施設	公立(03)							
	私立(04)							
知的障害児通園施設	公立(05)							
	私立(06)							
盲児施設	公立(07)							
	私立(08)							
ろうあ児施設	公立(09)							
	私立(10)							
難聴幼児通園施設	公立(11)							
	私立(12)							
肢体不自由児施設	入所	公立(13)						
		私立(14)						
	通園	公立(15) ( )						
		私立(16) ( )						
肢体不自由児通園施設	公立(17)							
	私立(18)							
肢体不自由児療護施設	公立(19)							
	私立(20)							
重症心身障害児施設	公立(21)							
	私立(22)							

指定国立療養所等 委託児童数	肢体不自由児(23)	
	重症心身障害児(24)	

審査要領

- 1 (7) = 「前年度分報告の(7)」 + (3) - (5)
- 2 (8) = 「前年度分報告の(8)」 + (4) - (6)
- 3 「(1)の(13)、(14)」 ≥ 「(1)の(15)、(16)」

### 第52 助産施設・母子生活支援施設在所者

(児童福祉法)

都道府県  
指定都市名  
中核市

1	5	0	0	5	2	0		
年							県	

平成 15 年度分報告

			施設数 (1)	定員 (2)	年 度 中				年 度 末 在 籍	
					入 所 (3)	私的契約 入 所 (4)	退 所 (5)	私的契約 退 所 (6)	入 所 (7)	私的契約 (8)
助産施設	公立	人員 (01)								
	私立	人員 (02)								
母子生活支援施設	公立	世帯数 (03)								
		人員 (04)								
	私立	世帯数 (05)								
		人員 (06)								

審査要領

- 1 (7) = 「前年度分報告の(7)」 + (3) - (5)
- 2 (8) = 「前年度分報告の(8)」 + (4) - (6)
- 3 (03) ≤ (04)
- 4 (05) ≤ (06)

日本工業規格A列4番

# 第54 保育所・在所者

(児童福祉法)

都道府県  
指定都市名  
中核市

平成 年 月分報告

		5	4	0		
年	月	県				

	初日施設数 (1)	初日定員 (2)	初日在籍		月 途 中				月末在籍	
			入所人員 (3)	私的契約人員 (4)	入所人員 (5)	私的契約 入所人員 (6)	退所人員 (7)	私的契約 退所人員 (8)	入所人員 (9)	私的契約人員 (10)
公営(01)										
私営(02)										

	保育単価適用年齢階層				
	0歳 (1)	1・2歳 (2)	3歳 (3)	4歳以上 (4)	計 (5)
初日入所人員 (03)					

日本工業規格A列4番(15年度分)

### 記入要領

(1)、(2)が前月分報告と異なるときは、その理由を欄外に注記すること。

### 審査要領

- (9) = 「前月分報告の(9)」 + (5) - (7)
- (10) = 「前月分報告の(10)」 + (6) - (8)
- 「前月分報告の(9)」 + (5) ≥ (3) ≥ 「前月分報告の(9)」 - (7)
- 「前月分報告の(10)」 + (6) ≥ (4) ≥ 「前月分報告の(10)」 - (8)
- 「上表の(3)の公営(01) + 私営(02)」 = 下表の(5)
- 「10月分報告の上表の(3)の公営(01)」 = 「第55の20の公営初日入所人員(01)」
- 「10月分報告の上表の(3)の私営(02)」 = 「第55の20の私営初日入所人員(04)」

# 第55 保育所の費用徴収階層別入所人員 及び運営費

(児童福祉法)

都道府県  
指定都市名  
中核市

1 5 1 0 5 5 0

年 月 日 県

平成 15 年 10 月分報告

	第1階層 (1)	第2階層			第3階層			第4階層			第5階層		
		基準額 徴収分 (2)	半額 徴収分 (3)	1/10額 徴収分 (4)	基準額 徴収分 (5)	半額 徴収分 (6)	1/10額 徴収分 (7)	基準額 徴収分 (8)	半額 徴収分 (9)	1/10額 徴収分 (10)	基準額 徴収分 (11)	半額 徴収分 (12)	1/10額 徴収分 (13)
公営	初日入所人員(01)	( )	( )	( )	( )	( )	( )						
	月途中入所人員(02)	( )	( )	( )	( )	( )	( )						
	月途中退所人員(03)	( )	( )	( )	( )	( )	( )						
私営	初日入所人員(04)	( )	( )	( )	( )	( )	( )						
	月途中入所人員(05)	( )	( )	( )	( )	( )	( )						
	月途中退所人員(06)	( )	( )	( )	( )	( )	( )						

	第6階層			第7階層			計 (20)
	基準額 徴収分 (14)	半額 徴収分 (15)	1/10額 徴収分 (16)	基準額 徴収分 (17)	半額 徴収分 (18)	1/10額 徴収分 (19)	
公営	初日入所人員(01)						
	月途中入所人員(02)						
	月途中退所人員(03)						
私営	初日入所人員(04)						
	月途中入所人員(05)						
	月途中退所人員(06)						

運 営 費	
保育単価による支弁額 (千円)	徴収金基準額による徴収額 (千円)

### 審査要領

- 「20の公営初日入所人員(01)」 = 「第54の10月分報告の上表の(3)の公営(01)」
- 「20の私営初日入所人員(04)」 = 「第54の10月分報告の上表の(3)の私営(02)」

(福祉行政報告例)

# 第56 里 親

(児童福祉法)

都道府県名  
指定都市

1	5	0	0	5	6	0			
年				県					

平成 15 年度分報告

		前年度末現在 (1)	新規(年度中) (2)	取消(年度中) (3)	年度末現在 (4)
認定及び登録里親数(01)					
児童が委託されている里親数(02)					
(再)	養育里親	登録里親数(03)			
		児童が委託されている里親数(04)			
(掲)	親族里親	認定里親数(05)			
		児童が委託されている里親数(06)			
(掲)	短期里親	登録里親数(07)			
		児童が委託されている里親数(08)			
(掲)	専門里親	登録里親数(09)			
		児童が委託されている里親数(10)			

日本工業規格A列4番

### 審査要領

- 1 認定及び登録里親数(01)、児童が委託されている里親数(02)、短期里親の登録里親数(07)及び児童が委託されている里親数(08)について  
(1) = 「前年度分報告の(4)」
- 2 (4) = (1) + (2) - (3)

# 第57 里親に委託されている児童

(児童福祉法)

都道府県名  
指定都市

平成 15 年度分報告

1	5	0	0	5	7	0			
年							県		

	新規又は措置変更により委託された児童数(年度中)	措置を解除又は変更された児童数(年度中)															年度末現在委託児童数(17)	
		解 除										変 更						
		児童福祉施設受託(1)	家庭から受託(2)	その他(3)	計(4)	なくなり帰宅保護の必要が(5)	養子縁組(6)	満年(7)	逃亡(8)	死亡(9)	就職(10)	その他(11)	計(12)	児童福祉施設に入所(13)	委託の里親に託(14)	その他(15)		計(16)
里親に委託された児童(01)																		
(里親の種類別)	養育里親に委託された児童(02)																	
	親族里親に委託された児童(03)																	
	短期里親に委託された児童(04)																	
	専門里親に委託された児童(05)																	

		年齢階級別委託児童数(年度末)					
		0歳(1)	1~6歳(2)	7~12歳(3)	13~15歳(4)	16歳以上(5)	計(6)
里親に委託された児童	男(06)						
	女(07)						
(里親の種類別)	養育里親に委託されている児童(08)						
	親族里親に委託されている児童(09)						
	短期里親に委託されている児童(10)						
	専門里親に委託されている児童(11)						

日本工業規格A列4番

### 審査要領

- 1 里親に委託された児童(01)及び短期里親に委託された児童(04)について  
(17) = 「前年度分報告の(17)」 + (4) - (12) - (16)
- 2 「(17)の里親に委託された児童」 = 「下表の(6)の里親に委託されている児童の男(06) + 女(07)」
- 3 「(17)の里親の種類別各欄」 = 「下表の(6)の里親の種類別各欄」

(福祉行政報告例)

## 第58 保護受託者・保護受託者に委託されている児童

(児童福祉法)

都道府県名  
指定都市

平成 15 年度分報告

1	5	0	0	5	8	0			
年							県		

	前年度末現在 (1)	新規(年度中) (2)	取消(年度中) (3)	年度末現在 (4)
登録保護受託者数 (01)				
児童が委託されている 保護受託者数 (02)				

保護受託者に委託されてい る委託児童数(年度末現在) (03)	
------------------------------------	--

審査要領

- 1 (1) = 「前年度分報告の(4)」
- 2 (4) = (1) + (2) - (3)

日本工業規格A列4番

## 第59 福祉事務所における処理

(児童福祉法)

都道府県  
指定都市名  
中核市

1	5	0	0	5	9	0			
年							県		

平成 15 年度分報告

処 理 件 数 (年度中)								
知的障害者福祉司又は 社会福祉主事の指導  (1)	施 設 入 所		児 童 福 祉 法 第22条・第23条 の報告又は通知  (4)	児 童 相 談 所 へ 送 致又は通知等  (5)	児 童 相 談 所 の 委 嘱による調査の 完了 (法第18条の 2第2項に よるもの)  (6)	他 の 機 関 に あ っ せん・紹介  (7)	相 談 ・ 助 言 そ の 他  (8)	計  (9)
	助 産 施 設  (2)	母 子 生 活 施 支 援 施 設  (3)						

受 付 経 路 別 処 理 件 数 (年度中)												
発 見  (1)	児 童 委 員 か ら 通 告  (2)	児 童 相 談 所 か ら 送 致 (法第26条 第1項第 3号によ るもの)  (3)	児 童 相 談 所 か ら 委 嘱 (法第18条 の2第2 項による もの)  (4)	保 健 所 か ら 通 知  (5)	警 察 関 係 か ら 通 告  (6)	そ の 他 都 道 府 県 (指 定 都 市 を 含 む) 関 係 か ら 通 告  (7)	市 町 村 (指 定 都 市 を 除 く。) か ら 通 告  (8)	学 校 か ら 相 談  (9)	家 族 ・ 親 せ き か ら 相 談  (10)	本 人 か ら 相 談  (11)	そ の 他 か ら 通 告 等  (12)	計  (13)

日本工業規格A列4番

審査要領

- 1 上表の(6)=下表の(4)
- 2 上表の(9)=下表の(13)



(福祉行政報告例)

## 第60 家庭児童相談室における相談

(児童福祉法)

都道府県  
指定都市名  
中核市

平成 15 年度分報告

1	5	0	0	6	0	0		
---	---	---	---	---	---	---	--	--

年 県

性 格 習 ・ 慣 生 等 (1)	知 能 ・ 言 語 (2)	学 校 生 活 等			非 行 (6)	家 族 関 係		環 境 福 祉 (9)	障 害 (10)	そ の 他 (11)	計 (12)
		人 関 間 係 (3)	登 拒 校 否 (4)	そ の 他 (5)		虐 待 (7)	そ の 他 (8)				

日本工業規格A列4番

### 第61 児童扶養手当受給資格者の認定及び異動状況

(児童扶養手当法)

都道府県  
指定都市名  
中核市

平成 年 月分報告

年	月	6	1	0	県
---	---	---	---	---	---

	前月末現在 未処理件数 (1)	認定請求書 受付件数 (月中) (2)	受給資格認定件数(月中)		却下件数 (月中) (5)	前月末現在 未処理件数 (6)	現況・所得状況届受付件数(月中)	
			受給者 (3)	支給停止者 (4)			受給者 (7)	支給停止者 (8)
都道府県・市等支給対象者(01)								
国支給対象者(02)								

前月末現在数 (1)	月の異動													月末現在数 (18)			
	新規認定 (2)	全部支給停止 が解除された 全部支給停止 (3)		他の区域から 支給機関が管轄 する区域から 転入 (5)	受給資格喪失							全部支給停止 になった 全部支給停止 (15)			他の区域から 支給機関が管轄 する区域から 転出 (17)		
		全部支給停止 から一部支給 停止 (4)	受給者が死亡 (6)		年金を受け なくなった (7)	対象児童が死亡 (8)	歳に達した 児童が十八 (9)	母が死亡した ことによる (10)	児童が遺棄 されたこと による (11)	父の拘禁が 終了した (12)	その他 (13)	計 (14)	全部支給停止 から一部支給 停止 (16)				
受給者数	都道府県・市等 支給対象者(03)																
	国支給対象者(04)																
全給者 部停止 支止	本人所得(05)																
	扶養義務者等所得(06)																

受給者数	月末現在受給者数内訳																			
	世帯類型別							対象児童との 統柄別		手当の支給 類型別		障害基礎年金等の控除別			受給対象児童数別					
	生別母子世帯		死別 母子	未 婚の 母子	障 害 者 世 帯	遺 棄 世 帯	そ の 他 の 世 帯	母	養 育 者	全 部 支 給	一 部 支 給	全 部 支 給 か	一 部 支 給 か	控 除 な し	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人 以 上
	離 婚	そ の 他	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)
都道府県・市等 支給対象者(07)																				
国支給対象者(08)																				

受給者数	手当の支給類型の変更(月中)	
	一部支給から 全部支給(1)	全部支給から 一部支給(2)
都道府県・市等 支給対象者(09)		
国支給対象者(10)		

児童扶養手当の受給の対象となっている児童のうち18歳の年度末を超える児童数(月末現在)(3)

中表

- 5 (1) = 「前月分報告の(18)」
- 6 (18)の表側(03)(04) = (1)+(2)+(3)+(4)+(5)-(14)-(15)-(16)-(17)
- 7 (18)の表側(05)(06) = (1)+(2)-(3)-(4)+(5)-(14)+(15)+(16)-(17)
- 8 (3)(4)の「表側(03) + (04)」 = (3)(4)の「表側(05) + (06)」
- 9 (15)(16)の「表側(03) + (04)」 = (15)(16)の「表側(05) + (06)」

下表

- 10 表側(07)の(1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)+(7) = 中表の表頭(18)の表側(03)
- 11 表側(07)の(8)+(9) = 中表の表頭(18)の表側(03)
- 12 表側(07)の(10)+(11) = 中表の表頭(18)の表側(03)
- 13 表側(07)の(12)+(13)+(14) = 中表の表頭(18)の表側(03)
- 14 表側(07)の(15)+(16)+(17)+(18)+(19)+(20) = 中表の表頭(18)の表側(03)

- 15 表側(08)の(1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)+(7) = 中表の表頭(18)の表側(04)
- 16 表側(08)の(8)+(9) = 中表の表頭(18)の表側(04)
- 17 表側(08)の(10)+(11) = 中表の表頭(18)の表側(04)
- 18 表側(08)の(12)+(13)+(14) = 中表の表頭(18)の表側(04)
- 19 表側(08)の(15)+(16)+(17)+(18)+(19)+(20) = 中表の表頭(18)の表側(04)

最下表

- 20 表側(09)の(1)+(2) ≤ 中表の表頭(18)の表側(03)
- 21 表側(10)の(1)+(2) ≤ 中表の表頭(18)の表側(04)
- 22 (3) < 中表の表頭(18)の表側(03) + (04)

審査要領  
上表

- 1 (1) = 「前月分報告(6)」
- 2 (6) = (1)+(2)-(3)-(4)-(5)
- 3 (3) = 「中表の表頭(2)の表側(03)」
- 4 (4) = 「中表の表頭(2)の表側(05) + (06)」

### 第62 戦傷病者手帳交付台帳登載数

(戦傷病者特別援護法)

都道府県名

平成 15

年度分報告

1	5	0	0	6	2	0			
---	---	---	---	---	---	---	--	--	--

年 県

	軍 人								軍 属								準 軍 属								合 計							
	特項 2項症	3項 4項症	5項 6項症	7項症	款 症	目 症	そ の 他	計	特項 2項症	3項 4項症	5項 6項症	7項症	款 症	そ の 他	計	特項 2項症	3項 4項症	5項 6項症	款 症	そ の 他	計	特項 2項症	3項 4項症	5項 6項症	7項症	款 症	目 症	そ の 他	計			
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)			
視覚障害 (01)																																
聴覚障害 (02)																																
言語機能 障害 (03)																																
し 体 不 自 由 (04)																																
中枢神経 機能障害 (05)																																
そ の 他 (06)																																
計 (07)																																

# 第63 戦傷病者等の療養の給付・療養費の支給及び療養手当受給者数 並びに更生医療給付決定件数

(戦傷病者特別援護法)

都道府県名

平成 15 年度分報告

1	5	0	0	6	3	0		
年							県	

		前年度末患者数			年 度 中 異 動 状 況										年 度 末 患 者 数			
		指定医 療機関 (1)	一般医 療機関 (2)	計 (3)	新 規 患 者 数			変 更 患 者 数		減 少 患 者 数					指定医 療機関 (14)	一般医 療機関 (15)	計 (16)	
					新 規 (4)	転 入 (5)	計 (6)	入 院 外 か ら 入 院 (7)	入 院 外 か ら 入 院 (8)	治 ゆ (9)	中 断 (10)	死 亡 (11)	転 出 (12)	計 (13)				
入 院	結 核 (01)																	
	精 神 病 (02)																	
	そ の 他 (03)																	
	計 (04)																	
入 院 外	結 核 (05)																	
	精 神 病 (06)																	
	そ の 他 (07)																	
	計 (08)																	
計	結 核 (09)																	
	精 神 病 (10)																	
	そ の 他 (11)																	
	計 (12)																	
法附則第11項 該 当 者 (再掲)	入 院 (13)																	
	入 院 外 (14)																	

療養手当受給者数 (15)  
(年度末現在)

更生医療 (16)  
給付決定件数

記入要領

法附則第11項該当者のうち、新たに戦傷病者手帳を交付した場合は、その旨を欄外に注記すること。

審査要領

- (1) = 「前年度分報告の(14)」 (2) = 「前年度分報告の(15)」 (3) = 「前年度分報告の(16)」
- (16)の表側の入院、法附則第11項該当者の入院欄 = (3) + (6) + (7) - (8) - (13)
- (16)の表側の入院外、法附則第11項該当者の入院外欄 = (3) + (6) - (7) + (8) - (13)
- (16)の表側の計欄 = (3) + (6) - (13)

### 第64 戦傷病者の補装具交付及び修理

(戦傷病者特別援護法)

都道府県名

平成 15 年度分報告

1	5	0	0	6	4	0			
年							県		

		交 付			修 理		
		請 求 件 数 (1)	決 定 件 数 (2)	金 額 (3) (千円)	請 求 件 数 (4)	決 定 件 数 (5)	金 額 (6) (千円)
義 肢	義 手 (01)						
	義 足 (02)						
装 具 (03)							
座 位 保 持 装 置 (04)							
盲 人 安 全 つ え (05)							
義 眼 (06)							
眼 鏡 (07)							
点 字 器 (08)							
補 聴 器 (09)							
人 工 喉 頭 (10)							
車 い す (11)							
電 動 車 い す (12)							
歩 行 器 (13)							
頭 部 保 護 帽 (14)							
収 尿 器 (15)							
ス ト マ 用 装 具 (16)							
歩 行 補 助 つ え (17)							
そ の 他 (18)							
計 (19)							

記入要領

(1)<(2)及び(4)<(5)のときは、その理由を欄外に注記すること。

審査要領

- 1 (2)に計上数があるときは(3)にも計上数があること。
- 2 (5)に計上数があるときは(6)にも計上数があること。
- 3  $\frac{(3)}{(2)} \leq 1$  件当たりの交付基準額
- 4  $\frac{(6)}{(5)} \leq 1$  件当たりの修理基準額

### 第65 戦傷病者乗車券引換証受給者数

(戦傷病者特別援護法)

都道府県名

平成 15 年度分報告

1	5	0	0	6	5	0			
年							県		

	特別項症 (1)	第一項症 (2)	第二項症 (3)	第三項症 (4)	第四項症 (5)	第五項症 (6)	第六項症 (7)	第一款症 (8)	第二款症 (9)	第三款症 (10)	第四款症 (11)	第五款症 (12)	目 症 (13)	計 (14)
甲種(01)														
乙種(02)														
甲種・乙種(03)														